

「政府機関等における情報システム運用継続計画ガイドライン」の改定について

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」）では、政府機関等の情報システム運用継続の強化を促進すべく、情報システム運用継続ガイドライン（以下「IT-BCPガイドライン」）を発行、平成24年には東日本大震災での教訓を反映し、第2版へ改定しています。

- 現行のIT-BCPガイドライン（第2版）は前回の改定から約8年が経過しており、昨今のIT情勢の変化に加え、近年多発する大規模災害、サイバー攻撃によるシステム障害等の考慮の必要性が認識されていた。
- 平成30年度～令和元年度にて、IT-BCPガイドラインの強化ポイントについて調査を行い、近年加速するクラウドサービス等の外部サービスの利用によるシステム運用形態の変化や多発するサイバー攻撃による情報セキュリティインシデント、復旧対応における実効性の確保および維持等の現行IT-BCPガイドラインにおける課題が識別された。
- 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行を受けた更なるシステム利用環境の変化や感染症によるシステム運用継続に係る脅威等、情報システム運用継続に係る懸念への考慮も必要になっている。

背景と想定されるIT-BCPガイドラインの課題

感染症への対応は十分か

- 感染症の脅威に対し、情報システム運用継続の観点は十分か。
- 感染症流行下における情報システム運用継続の検討及び対策は考慮されているか。

IT情勢の変化を踏まえた内容か

- 運用を継続するシステムは優先度を考慮して検討されているか。
- 近年多発するサイバー攻撃に対し、情報セキュリティインシデント発生時に備えた対策は十分か。
- 昨今のシステム運用形態においても有効か。

ガイドラインは使いやすいか

- 中央省庁、独立行政法人及び指定法人等のIT-BCP策定担当者にとって、読みやすく、分かりやすいガイドラインになっているか。
- 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群との整合性は確保されているか。

改定事項

感染症を踏まえた内容の拡充

（主要な改定事項：P.2）

IT情勢の変化を踏まえた内容の拡充

（その他の改定事項：P.3）

ガイドラインとしての
使いやすさの改善

（文書構成の改善：P.4）

IT-BCPガイドラインの対象とする危機的事象に感染症の流行を追加し、情報システムの運用継続に関して感染症対策を踏まえた内容にIT-BCPガイドラインを改定します。

課題と改定のポイント

改定概要

主な改定箇所

感染症の流行を危機的事象に追加

対象とする危機的事象に感染症の流行は含まれておらず、感染症流行時の対策が不十分な可能性がある。また、情報システム運用担当者及び委託先担当者の感染症罹患による情報システム運用継続要員の不足の可能性や、感染症予防策による労働環境への制約を考慮した対策検討に関する記述がない。

● 感染症の流行が直接的な影響を及ぼす人的資源に関する内容を拡充

- 情報システムの運用継続について、対象とする危機的事象に感染症の流行を追加
- システムの運用継続に必要な要員(必要な人数及び経験・資格等を所持したバックアップ要員、交代勤務を考慮したチーム編成等)を確保
- 情報システムの運用継続を行う施設や情報システムの運用継続を行う要員の労働環境の安全を確保

「2.4被害想定」検討事項(1)等

「2.4被害想定」(例示)
<2.4.(1)関連>「表2.4-3」等

「2.4被害想定」(例示)
<2.4.(1)関連>「表2.4-3」等

感染症対策の留意事項の追記

感染症の影響が局面を変えながら長期化する場合、外出抑制やテレワーク等の働き方の変化に伴い、システムで利用する機能や利用環境が変化するが、これら変化への適応が円滑に行われず、又はこれらの変化により新たな問題が発生する可能性を踏まえた視点での対応に関する記述が十分ではない。

● 感染症の流行の影響が局面を変えながら長期化する場合を想定した内容を拡充

- 情報システムの運用継続を遂行する手段の多様化(オンサイト、オフサイト)及び自動化について検討
- 外出抑制やテレワークの実施を前提とした情報システム運用継続の検討
- 業務継続計画と整合を図りながら、各局面に応じて柔軟な情報システム運用継続体制を構築

「2.1基本方針の決定」【考え方】2.1(2)-1

「2.4被害想定」(例示)
<2.4(1)関連>等

「2.5.2情報システムの復旧優先度の設定」(例示)
<2.5.2(3)関連>等

運用継続すべきシステムに係る整理、情報セキュリティインシデントへの対応、昨今のシステム運用形態の変化に関してIT-BCPガイドラインを改定します。

課題と改定のポイント

改定概要

主な改定箇所

運用継続すべきシステムに係る整理

多くの情報システムが運用されている現在、情報システム運用継続計画において、必ずしも全てのシステムで完全な復旧や運用継続が求められるわけではないが、優先度の整理に関する検討が十分にできていない可能性がある。

- 業務継続計画と整合を図りながら継続すべきシステムの優先度を検討することを明記
 - 業務継続計画に定める非常時優先業務を踏まえた検討
 - 国民への影響が大きい情報システムにおいて「業務影響度分析(BIA)」による復旧優先度を明確化

「2.5.1 非常時優先業務と情報システムの関連整理」【考え方】2.5.1(1)-1等

「2.7.2事前対策計画の策定とその実施」【考え方】2.7.2(1)-1

情報セキュリティインシデント発生時の対応強化

近年多発するサイバー攻撃の脅威に対して、これまで防御策を中心に対応が進められてはいるものの、情報セキュリティインシデントが発生した場合の対応については十分に検討できる内容になっていない。

- 従来の「情報システムの予期せぬ停止」という記載を「情報セキュリティインシデント」と明記し内容を拡充
 - サイバー攻撃を受けた際の情報システム運用継続への影響に備えた情報セキュリティインシデント発生時の復旧対応を検討・追加
 - 情報セキュリティ対策に係る最新の技術動向として、政府統一基準群との整合性を確保

「2.3危機的事象の特定」【考え方】2.3(1)-3等

「1.1.5策定した計画の取扱いについて」注釈等

システム運用形態の変化の取込み

現行のIT-BCPガイドラインは公開から約8年が経過しており、公開当時と昨今では、情報システムの運用形態が変化している。特にクラウドサービスの利用が増加している昨今では、システムに携わる事業者が担う内容や関与の仕方が、実態に合わない可能性がある。

- システムに携わる事業者が担う範囲が、従来よりも多様化している状況を考慮した内容を拡充
 - 昨今のシステム運用形態への変化として、情報システムの一部で、事業者が提供するサービスや外部委託先の体制を活用するケースがある点を考慮
 - バックアップ構成の多様化を考慮

「2.3危機的事象の特定」【考え方】2.3(1)-2等

「2.7.1 現状の対策の確認及びリスクの評価」(例示)<2.7.1(1)関連>等

幅広くかつ実務的に活用されることを想定したガイドラインとして、読み手にとって使いやすい文書の体系、構成及び内容へIT-BCPガイドラインを改善します。

課題と改定のポイント

改定概要

主な改定箇所

政府統一基準群との整合

現行のIT-BCPガイドラインは中央省庁を対象として策定されている。他方、本ガイドラインを参考している政府統一基準群の対象は、国の行政機関、独立行政法人及び指定法人(以下「政府機関等」)であり、適用範囲が一致していない。また、現行のIT-BCPガイドラインにおける用語は政府統一基準群の用語と一致していない。このため、読み替えが必要な利用者にとって使いにくい可能性がある。

- 政府統一基準群と整合していない記載を見直し
 - 適用範囲を政府統一基準群の適用範囲と整合させて「政府機関等」に変更
 - IT-BCPガイドラインの用語を政府統一基準群の用語と整合

表紙等

「2.3危機的事象の特定」(例示)<2.3(1)関連>「委託先」等

文書体系の変更

現行のIT-BCPガイドラインには、「～策定手引書～」と「～雛型～」の二種類のガイドラインがあり、参照先が分散する読み手にとって使いにくい可能性がある。

- 文書体系を「ガイドライン」と「付録」に変更
 - 「策定手引書」をガイドライン本体と位置づけ、「策定手引書」という名称を廃止
 - 「雛型」をガイドライン本体の「付録」と位置づけ、「雛型」という名称を廃止

表紙等

付録表紙等

文書構成の改善

現行のIT-BCPガイドラインは、具体的な例示等により検討事項の補足説明をしているものの、その考え方の解説と例示が混在する等、必ずしも読みやすい内容ではない可能性がある。

- 一目で記載内容が分かるよう構成を整理
 - 各章を「趣旨・目的」「検討事項」「考え方」「例示」の4つの構成とし、各章に記載していた付録の利用方法は、付録に記載
 - そのうえで、冗長な説明は排除し、読み手にとって分かりやすいガイドラインとなるよう、文書を簡潔化

「2.1基本方針の決定」等

「2.1基本方針の決定」目的・趣旨等